

福岡女子大学大学院人文社会科学研究科の理念・目的等に関する規則

法人規則第 97 号
平成 27 年 6 月 23 日制定

(理念)

第 1 条 福岡女子大学大学院人文社会科学研究科は、福岡女子大学学則（平成 18 年法人規程第 33 号）第 1 条及び福岡女子大学大学院学則（平成 18 年法人規程第 34 号）第 2 条に定める目的を達成するため、国際化・情報化が進展する時代において、人間・社会に対する理解を深め、言語・文化などの専門性豊かな教養と高度の専門性を基礎に、鋭い分析力と思考力、総合的な判断力を培い、主体的に行動できる力を養成するとともに、文化の継承と創造にかかわることができる人材を育成することを理念とする。

(目的)

第 2 条 福岡女子大学大学院人文社会科学研究科は、前条の理念のもと、次の目的を達成するために、教育研究を行い、グローバル化し多様化する国際社会が求める高度専門人材の育成をめざす。

(1) 幅広い教養と豊かな人間性の涵養

質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

(2) 専門的能力の養成

イ 豊かな人間性と研究倫理を基盤に、人間・社会・文化・文学・政治・経済に関わる諸問題を総合的に検討し、地域社会から国際社会まで様々なレベルで直面する課題の解決に貢献できる、高度な専門的学識を備えた応用力豊かな人材を育成する。

ロ 言語文化専攻では、国際的な視野を背景に、日本と英語圏における文学と文化及び言語の特質に関する深い知識と高度な専門性を身につけ、価値観の多様化に対応して各界で活躍できる人材と言語（日本語・英語）教育の分野において貢献できる人材を育成する。

ハ 社会科学専攻では、地域社会と国際社会における政治・経済の諸活動とその背後にある価値の本質を理論的に考察するとともに、課題対応の実践的能力を身につけ、産業界から国際協力に至る分野において貢献できる人材を育成する。

(3) 男女共同参画社会を牽引する能力の養成

男女共同参画社会において、自らの能力を発揮できる積極的かつ建設的な人材の育成をめざす。

(4) 地域社会の課題解決のための実践的能力の養成

地域社会の諸課題に対して、地域社会特有の状況を把握し、さまざまな人々や組織と協力しながら提案・提言を行うことができる実践的能力を養成する。

(5) 情報発信・情報交換能力の養成

教育研究の成果に関する情報を広く国内外に発信し、取り組んだ課題やこれに関連する情報を交換し、課題の解決に取り組むためのコミュニケーションを行う能力を持つ人材を養成する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。